

〈研究ノート〉

## アングロ＝サクソン期イングランドの 土地・権利関係文書の真偽問題と研究動向

岡本孝信

はじめに

本稿はアングロ＝サクソン人の移動後からノルマン＝コンクエストまでの時期をさすアングロ＝サクソン期のイングランド<sup>1)</sup>における土地・特権関係文書の概要とその文書を取り巻く状況について検討するものである。

土地・権利関係文書は一般的にはチャーターと呼ばれる史料群であり、受領者からすれば王などから与えられた土地・権利の譲渡を記録しその権利証とするために作成された文書であるとされる<sup>2)</sup>。イングランドにおいては初期的には文書は受領者側がその決定を書きとめた私的な文書であるが、一〇世紀以降文書形式の定型化が進む<sup>3)</sup>。こうした状況の変化や、筆跡から王の尚書部の存在を示唆する研究者もいることから、文書に公的な要素が付与されたとみなすことも可能であろう<sup>4)</sup>。

一九六八年にP・H・ソーヤーによって現存するアングロ＝サク

ソン期の文書が包括的にカタログ化された。このいわゆるソーヤー・カタログには約一九〇〇点の文書が登録され、それらの文書の作成年、文書の概要、カチュラリーや写本等の文書を収録している一次史料の書誌情報、刊本情報、先行研究にて言及されている場合にはその書誌情報が収録されている<sup>5)</sup>。基本的にソーヤー・カタログの番号でチャーターを識別し、S+番号で表記される。その後、改訂版が作成され、電子版ソーヤー・カタログ (Electronic Sawyer) としてインターネット上で公開されている<sup>6)</sup>。また、近年刊行されている史料集であるBritish Academy, *Anglo-Saxon Charters* シリーズ (以下BASCSと表記する) のなかにも、チャーターが収録されている。チャーター自体はソーヤー・カタログに収録されているものと同一であるが、主要な教会ごとに保存されている文書の活字化された本文と解説、索引が備えられており、チャーターの作成された背景を考える上で有用である<sup>7)</sup>。

ひとつひとつのチャーターがもつ情報量は断片的で決して多いと

はいえないが、文書自体の特定のテキストの歴史的意義はもちろんのこと、チャーターを集合体として一定期間を区切り、当該時期のチャーターを複数確認することも様々な情報を与えてくれる。ここで、チャーターを複数にわたり検討することでわかることの例を挙げよう。チャーターの土地・特権の授与の部分を検討することにより、王たちがどのような形で世俗の有力者や聖職者たちと取引したかということが確認でき、彼らが宗教的・経済的・軍事的に利害関係をどのように処理したかを観察することが可能であろう。贈与には宗教的な動機が付されており、ここを検討することで、当時の王を含む有力者たちの宗教的認識や社会状況の認識やその変遷を確認することが可能であろう。王の称号に注目し、その王の称号の変遷から王権の様態と変遷をあとづけることが可能であろう。文書の証人のリストから、その当時の序列やその変遷を知ることが可能であろう。以上のように、チャーターを集合的に分析することには様々な可能性が秘められているのである。

しかし、王権による文書管理が不完全であったアングロ・サクソンの期のチャーターを研究する上では、その史料の来歴、現存状況から常に改竄と捏造の可能性が付きまとう。研究者や研究自体によってどこまでを史料として使用するかということにはばらつきがあり、先行研究からの事例の抽出にも注意が必要な状況となっている。

本稿ではチャーターの性質やチャーターを取り巻く状況といった文書の概要を整理する。その後、「偽文書」や「真偽不明」とされている史料を使用した研究の事例を含む先行研究を取り上げる。そして、複数のチャーターから物事の変遷をたどる研究を行う際の史

料使用の線引きを考える。その際、文書の定型化が行われ、特にチャーターの文書量が増加し、それと同時に発行の日付、発行場所、条項、条項の詳細、土地の来歴、証人のリストを含む形式が用いられ、内容的に充実した<sup>5)</sup>とされているエセルレッド二世の時期（九七八―一〇一六）の文書を中心にみていきたい。

## 第一章 文書の概要

### 第一節 文書類型

チャーターとは、もともとは王などから宗教共同体などに対して土地や特権の譲渡を記録する目的で一葉の獣皮紙にラテン語で書かれた文書であり、結果として受領者の土地や特権の権利証とみなされるようになったものである<sup>10)</sup>。しかし、イングランドにおいては、研究の進展やカタログ化の過程で原義的なチャーター以外の文書もチャーターとすることがある。

ここで、まずチャーターに含まれる文書のうち王が発行主体となつた二つの文書形態の簡単な概要について紹介したい。まず、最も原義的なチャーターである王文書 (Royal Diploma) についてである。王文書はイングランドにおけるキリスト教伝道が進んだ七世紀に導入されたとされる。大陸において、証書はラテン語で作成されており、イングランドの王文書も初期のものはラテン語で作成された。しかし、イングランドにおいて、王文書は独自の展開を遂げ、当時の俗語である古英語で記述された土地の境界線や土地の詳細に関わる部分が差し挟まれるようになった。文書の作成は初期的には受領者側の教会や修道院によって行われたとされている<sup>11)</sup>。しかし、

一〇世紀以降には変化が見られる。まずは、特に一〇世紀後半のエドガー王の治世（九五九—九七五年）以降に文書の定型化の進行が顕著である。次に、一定期間に同様の筆跡の文書が継続して作成されていることで、尚書業務にあたる人物が現れつつあったことが示唆される<sup>12)</sup>。王文书の譲渡は王と有力者たちによる集会（Witagemot）の中で行われ、文書上で言及される王や大司教を頂点とした聖俗双方の有力者が構成される証人たちが参加する儀式が行われ、証人たちが手で触ることでその文書の内容の正当性を確認していたとされている<sup>13)</sup>。

ほかのヨーロッパ内の王文书とアングロ=サクソン期イングラントの王文书の違いとしては、自筆の署名、自筆の十字記号、筆記者の名前が記されていない点があげられる。また、玉璽も一一世紀半ば以降のエドワード証聖王の時期（一〇四二—一〇六六）以降からしか現存するものでは確認できない<sup>14)</sup>。以上から文書の発行は王の宮廷からの公的な行為として作成されたのではなく、あくまでも個人的・私的な行為として作成されたものであるとされている<sup>15)</sup>。

次に、王から発行された文書として挙げるのがリット（Writ）である。リットは王文书よりも短い形式で書かれており、演説の形式をとった文書である。リットはシャーやハンドレッドの集会（court）において王が宣言した言葉として、その指示や任命、通知が読み上げられたと考えられる。読み上げることを念頭に置いているために、全編が古英語で作成されている。文書の内容としては、行政上の指示、高官への任命、特権の付与の通知など様々な内容で発行されたと考えられているが、現存するものは主に土地の権利者

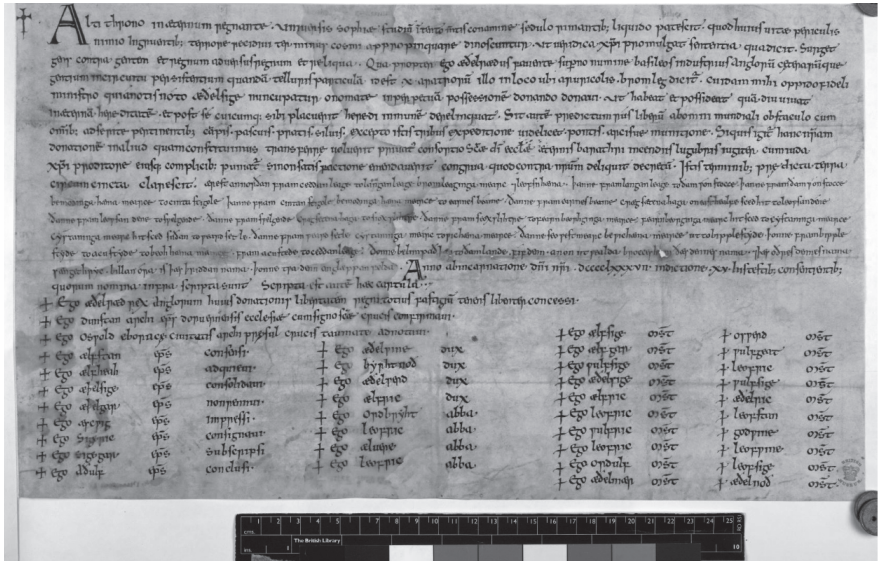
の変更やそれに伴う特権についてである。現存しているリットは一一世紀以降のもののみであるが、九世紀には作成されていたといわれている<sup>16)</sup>。

このほか、本来は私文书である遺言書、奴隷解放文書、紛争解決記録、財産目録、婚姻契約文書なども広義のチャーターに含めて考えることもある。例えば、森貴子は土地を中心とした権利に関わる様々な文書も含めてチャーターとするのが一般的であると主張している<sup>17)</sup>。一方で、近年、S・ケインズは形式をしつかり備えた、王権によって発行された文書のみをチャーターとして定義している<sup>18)</sup>。加えて、私文书の場合には真偽の判定が難しいという問題があることも指摘しておかなければならないだろう。

## 第二節 内容と形式

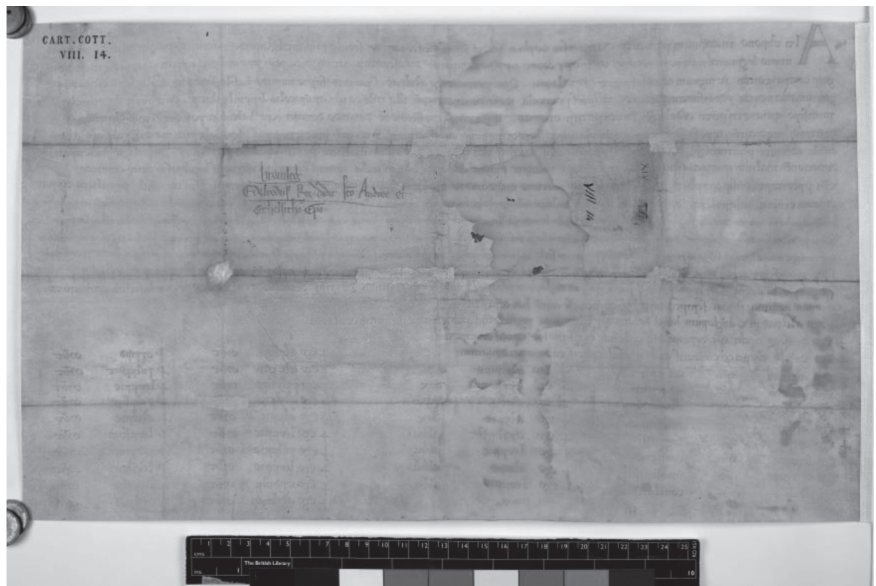
本稿で扱うエセルレッド二世期にはリットはほとんどない。また、前述のとおり私文书の多くも真偽をめぐる問題に決着がつかないことから、王文书を中心に考えていきたい。一例として、「オリジナルの文書」である大英図書館所蔵 Cotton Ch VIII 14 (S864) を取り上げる。このチャーターは九八七年にエセルレッド二世から王のセイインのエセルシーに対して現在のケント州にあり、グレーター・ロンドンとの境界近くにあるプロムリーの耕作地の授与についての文書である。「オリジナルの文書」をめぐる文書形式的な定義をめぐる問題はひとまず後述するとして、まずは文書の形態と内容を整理しておこう。次の写真は、大英図書館に所蔵されている文書の写真である（写真① Cotton Ch VIII 14 r (S864)；写真②

写真① Cotton Ch VIII 14 r (S864)



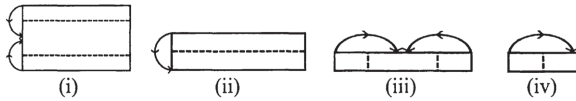
British Library Digitised Manuscripts Copyright © The British Library Board  
([http://www.bl.uk/manuscripts/FullDisplay.aspx?ref=Cotton Ch VIII 14](http://www.bl.uk/manuscripts/FullDisplay.aspx?ref=Cotton%20Ch%20VIII%2014))

写真② Cotton Ch VIII 14 v (S864)



British Library Digitised Manuscripts Copyright © The British Library Board  
([http://www.bl.uk/manuscripts/FullDisplay.aspx?ref=Cotton Ch VIII 14](http://www.bl.uk/manuscripts/FullDisplay.aspx?ref=Cotton%20Ch%20VIII%2014))

## 図①チャーターの折り方



S.D. Thompson, *Anglo-Saxon Royal Diplomas a Palaeography*, (Woodbridge, 2006), p. 21

Cotton Ch VIII 14 v (S864) (参照)。コットン手稿集 (Cotton Manuscripts) と呼ばれる史料群は政治家・好古家であるコットン家により一六世紀から三世代にわたり収集されたコレクションである。ジョン・コットン (一六二一—一七〇二) の遺言にもとづき王家に寄託された後、一七五三年に大英博物館のコレクションとなり、その後大英図書館の成立により大英図書館の所蔵品となったものである。

まず、文書の外見上の状況を確認する。このチャーターは獣皮紙で作成されており、大きさは縦 243mm、横 415mm である。また授与に際して、折り曲げられている。図①「チャーターの折り方」は「オリジナルの文書」で一般的にみられる折り方であるが、この文書も同様の折り方がなされている。また、文書の裏には折り曲げた際に表のなる部分に文書本文とは違う筆跡とインクで簡易的な内容が記され、またそれらとも違う筆跡とインクで VIII 14 と記されている。

次に文書の内容と形式を見ていく。エセルレッド二世の治世を含む、一〇世紀から一一世紀のチャーターは文書形式の点からみると、「神への呼びかけ」、文書の起草に至った宗教的な動機が書かれ

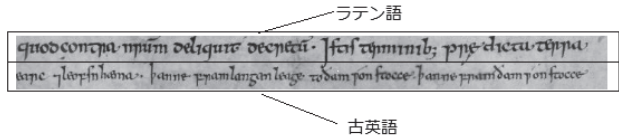
る「前文」、授与者、受領者、土地の大きさや地名、土地の境界、保有条件といった文書の決定の詳細である「措置部」、文書の決定に違反するものに対する罰則である「呪詛」、「年号」、「証人のリスト」で構成されている。以上をふまえて、当該のチャーターの内容と形式を順を追ってみていくことにしよう。

このチャーターでも最初に十字記号と、「神への呼びかけ」が書かれている。その次に置かれる「前文」では、世界の終末、「民は民に、国は国に敵対し」といった聖書からの引用が見られる。

次に、「措置部」が置かれる。この箇所ではまず、「天の威光によるアングル人とその周辺のほかの人々の勤勉なバシレウス (Basileos) であるエセルレッド」という形で授与者である王の称号と名前が記されている。その次に、「一〇の大きさの耕作地のブルムリー (Bromles)」として土地の大きさとその名前が記されている。その後、「私 (エセルレッド) のとても忠実なエセルシーという名のミニスター (セイン) (一) 内は筆者の訳補」として受領者の王との関係と名前そして肩書きが記されている。その後、保有条件を記した部分がある。具体的にはエセルシーはブルムリーの土地を永遠に保有し、子孫たちがそれを放棄しない限りは相続し続ける権利を獲得している。また、軍役・橋梁修築・城塞建築を除いて世俗のあらゆる権力からの自由を獲得している。

「措置部」はまだ続くが、途中で全く文脈と関係無く「呪詛」の文言が挿入されている。具体的には、「何人も私人として」この決定の変更を行おうとするのならば、ユダの共犯者として地獄の炎によって罰せられる」ことが記される。ただし、違反に対して、適

## 写真③ Cotton Ch VIII 14 r (S864) 9、10 行目右端部分を拡大 (筆者加筆)



British Library Digitised Manuscripts Copyright © The British Library Board  
[http://www.bl.uk/manuscripts/FullDisplay.aspx?ref=Cotton Ch VIII 14](http://www.bl.uk/manuscripts/FullDisplay.aspx?ref=Cotton%20Ch%20VIII%2014)

切な賠償が行われた際はその限りでないことも記されている。

「呪詛」の後に「措置部」が再開され、土地の境界線及びこの土地に存在する穴の所在地について記述されている。チャーターのほかの箇所はラテン語で作成されているが、この部分のみは古英語で作成されている。古英語の文字をほかのラテン語部分の文字と比べてみると、文字は若干小さくなり、線の太さも古英語の部分の方が細い。(写真③ Cotton Ch VIII 14 r (S864) 九、一〇行目右部分の拡大(筆者加筆)、参照<sup>26)</sup>)。古英語の前後でラテン語の部分の文字の大きさ太さを比較しても同じであることから、ラテン語部分を先に作成し、その後古英語部分を書き入れた可能性も考えられる。チャーターにおいて二つの言語がこのように使い分けられていることと関連して、土地の境界を画定する際に実際に現地に行つて、当事者の立ち会いのもとに古英語でコミュニケーションをとりながら地名等の確認作業が行われ、この作業を踏まえてチャーターへの記載が行われていた可能性が指摘されていることと一致するものである。また、文字の太さが細いものに変えられているため、文書の作成者にとってはラテン語部分の方が重要で

あったかもしれない。内容としては北、東、南、西の順にその境界をめぐる形で「〇〇から××へ(△△を通過して)」という形式でその境界の目印となる自然物や建物、地名を交えながら記されている。古英語で記された部分の最後では、この地に存在する穴の場所についても記載されている。

その次に年号とインディクティオが併記されている。ほかのチャーターでは王の治世の何年目かが記載されることが多いがここでは省かれている。また、アングロサクソン期のチャーターでは年号は記載されるが日付はほとんど記載されることはなく、エセルレッド二世の治世で日付までわかるチャーターは「偽文書」・「真偽不明の文書」を含めても一一点にすぎない。また、同様に決定が行われた場所も記載されることが少なくエセルレッド二世の治世では一五点しかない<sup>27)</sup>。

その後、「証人リスト」が続く。ここでは、十字記号の後に一人称単数の代名詞 *eg* とともに証人の名前が記される。記される順番は、このチャーターでは王、大司教、司教、エアルドルマン (ealdorman、なお本チャーターにおいてはラテン語で同じ肩書きを指す *dux* が用いられる)、修道院長、セインである。王、大司教、司教までは名前とともに、文書に対してのコメントもつけられている。コメントの例として、このチャーターで一番長く書かれているエセルレッド二世を見てみると、「この特権の贈与を快く認めた」と述べている。また、王の称号は本文中ではバシレウスを使用しているが、ここでは王のことをさす本来のラテン語である *rex* (王) が用いられている。

以上より、アングロ=サクソン期のチャーターの類型、エセルレッド二世の治世を含む一〇世紀から一一世紀のチャーターの形式と内容を Cotton Ch VIII 14 (S864) から確認した。Cotton Ch VIII 14 (S864) はエセルレッド二世の治世では珍しい「オリジナルの文書」であるが、そのほかの文書も同様の形式・内容を備えたものである。

## 第二章 エセルレッド二世期の王文書

次に、どのような文書が作成されているのか、エセルレッド二世の治世に注目してみたい。ここでエセルレッド二世の生涯について、簡単にみていきたい。エセルレッド二世はウエストサクソン王家エドガー王とその二番目の妻エルフスリースとの間に九六八年に生まれた。エドガー王の死後、異母兄のエドワードと王位継承権を争いに敗れ、エドワードが全イングランドの王となった。その後、エドワード王が暗殺され、エセルレッド二世が九七八年に一〇歳で即位した。エセルレッド二世は若くして王に即位したため、彼の母であるエルフスリース、ウィンチェスター司教エセルウォールド、エアルドルマンのエルフエレが摂政的な役割を担ったとされている。しかし、九八三年にエルフエレが、九八四年八月にエセルウォールドが死去し、九八〇年代半ば以降親政が開始された。また、九八一年以降デーン人の侵略が記録されている。九九四年に後にノルウェー王となるオーラフ・トリュグヴァソンとエセルレッド二世は講和を結んだ。その後、たびたび襲撃の記録があるが、比較的平和な時期を迎えた。しかし、一〇〇三年にデーン人のスヴェン二又

髭王による侵略が開始され、一〇一三年にエセルレッド二世はノルマンディーへ亡命した。一〇一四年にスヴェン二又髭王が死亡するとエセルレッド二世はイングランドに呼び戻され再びイングランド王に即位した。その後、スヴェン二又髭王から軍を引き継いだクヌートによる侵略が進む中で一〇一六年にエセルレッド二世は死亡した。<sup>24)</sup>

次の表はエセルレッド二世の治世の年号が記されている王文書に限定し、ソーヤー・カタログの番号に従い一覧表としたものである(表①エセルレッド二世期の王文書、参照)。エセルレッド二世の治世の王文書は一〇九点である。

まず、年号の分布についてみていくと、エセルレッド二世の治世全体で作成されていたことがわかる。治世の初期の摂政のような役割がいた時期と親政が行われた九八五年以降を比べても文書の数に変化が大きな変化が見られず、文書作成に変化をもたらさなかったと考えられる。また、オーラフ・トリュグヴァソンとの講和の成立からスヴェン二又髭王の侵略以前はほかの時期と比べても多くの文書が残されている。しかし、治世の晩年、一〇一〇年以降の文章は六年間で一三点であり、ほかの時期と比べるとかなり少なくなっている。これは一〇〇四年にはじまるデーン人の侵略とそれに伴う混乱のためにチャーターの作成自体が減少したか、たとえ文書自体は作成されていたとしても社会的混乱のなかでは文書の保存管理をする体制が十分とはいえず、破棄してしまった可能性もあるだろう。次に、宛先について確認する。聖職者側に渡されたものが五七点とエセルレッド二世の治世の文書の約半数を占めている。これは現

表①エセルレッド二世期の王文書

史料名	年	宛先	要件	真偽	BAASC
S834	979	セイン	土地授与	a	
S835	979	司教	土地授与	a	
S836	980	教会	土地授与 (購入)	a	
S837	980	聖職者	土地授与	a	
S838	981	教会	特権授与	c	8
S839	982	セイン	土地授与	a	8
S840	982	レオフリック	土地授与	a	
S841	982	修道院長	土地授与	a	
S842	982	教会	土地承認	a	9
S843	983	教会	土地授与	a	8
S844	983	セイン	土地授与	a	
S845	983	司教	土地授与	a	9
S846	983	dux	土地授与	c	
S847	983	セイン	土地授与	a	
S848	983	セイン	土地授与	a	
S849	983	司教	漁業権授与	b	
S850	984	教会	土地承認	a	5
S851	983	男	土地授与	a	8
S852	984	セイン	土地授与	a	8
S853	984	書記者	土地授与	a	2
S854	984	教会	土地授与	c	
S855	984	セイン	土地授与	a	8
S856	985	セイン	土地授与	a	
S857	985	友	土地授与	a	
S858	985	セイン	土地授与	a	8
S859	985	司祭	土地授与	a	
S860	985	ウルフルム	土地授与	a	
S861	986	セイン	土地授与	a	
S862	986	セイン	土地授与	a	3
S863	987	セイン	土地授与	a	2
S864	987	セイン	土地授与	ay	1、2
S865	987	エセルウォルド	土地授与	a	9
S866	987	教会	土地授与	a	
S867	987	獵師	土地授与	a	
S868	988	セイン	土地授与	a	
S869	988	司教	土地授与	a	9
S870	988	セイン	土地授与	a	
S871	988	司教・セイン	文書授与	a	
S872	988	セイン	土地授与	a	6
S873	988	セイン	土地授与	c	
S874	990	セイン	土地授与	a	
S875	990	セイン	土地授与	b	4



史料名	年	宛先	要件	真偽	BAASC
S876	993	修道院	特権承認（新設修道院の選択の自由）	ay	8
S877	996	王の母	土地授与	a	9
S878	996	セイン	土地授与	ay	2
S879	996	セイン	土地授与	cz	2
S880	994	司教	特権授与	ay	
S881	994	教会	土地授与	a	
S882	994	司教	土地承認	a	
S883	995	セイン	土地授与	a	8
S884	995	修道院	土地承認	ay	
S885	995	司教	土地の回復	a	1
S886	995	セイン	土地授与	a	8
S887	996	王の兄弟	土地授与	a	8
S888	996	修道院	土地授与	a	
S889	996	教会	文書の回復 (漁業権)	a	
S890	997	司教	土地授与	az	
S891	997	教会	土地の回復	a	3
S892	998	dux	土地授与	ay	
S893	998	教会	土地の回復	a	
S894	998	修道院	特権承認と 土地授与	c	3
S895	998	司教・修道院	ベネディクト会への 転換の許可	a	3
S896	999	教会	土地授与	a	
S897	1000	教会	土地授与	c	8
S898	1001	Clofi	土地授与	ay	
S899	1001	修道院	修道院授与	a	5
S900	1002	セイン・教会	土地授与	a	
S901	1002	大司教	土地授与	a	8
S902	1002	セイン	土地授与	a	8
S903	1002	修道院	土地授与	a	
S904	1002	修道院・ 修道院長	特権と土地承認	a	6
S905	1002	信用できるもの とその妻	土地の回復	az	
S906	1004	修道院	特権と土地授与	az	2
S907	1004	修道院	土地授与	c	
S908	1004 or 1014	教会	土地の承認	c	
S909	1004	修道院	土地承認	a	
S910	1005	セイン	土地授与（購入）	a	3
S911	1005	修道院	修道院創立の承認	a	
S912	1005	修道院	土地授与と自由の更新	a	2
S913	1005	司教	土地授与	b	

史料名	年	宛先	要件	真偽	BAASC
S914	1002	教会	修道院の再建と土地承認	a	
S915	1007	prepositus	土地授与（購入）	a	8
S916	1007	修道院	土地授与	ay	
S917	1007	セイン	土地授与	c	2
S918	1008	教会	土地と屋敷の返還	c	8
S919	1008	修道院	土地授与（購入）	a	
S920	1008	修道院・修道院長	土地授与（交換）	a	2
S921	1009	修道院	土地授与	a	
S922	1009	セイン	土地授与	ay	2
S923	1011	セイン	土地授与（購入）	a	2
S924	1011	セイン	土地授与	a	2
S925	1012	王妃	荘園授与と教会への献上	b	
S926	1012	司教	土地授与	a	1
S927	1012 or 1013	セイン	土地授与	c	
S928	1012	セイン	土地授与	b	2
S929	1012	男	土地授与	a	2
S930	1012	修道院	土地授与（購入）	c	2
S931	1013	セイン	土地授与	a	2
S932	1014	dux	土地授与	a	
S933	1014	修道院	土地授与	b	3
S934	1015	司教	土地授与	a	3、8
S935	1016	修道院	土地の回復	c	
S937	990 or 1006	教会	土地授与	b	8
S938	?	セイン	土地授与	c	
S940	1006 or 1011	修道院	特権授与	c	
S941	?	教会	土地承認	c	
S942	990	教会	土地授与	b	
S943	1006 or 1011	デー人	土地授与（購入）	a	
S944	990	?	土地授与	c	

a 真      b 真偽不明      c 偽

y 1 葉の獣皮紙に書かれており、文書内の日付と書かれた時期が一致する

z 1 葉の獣皮紙に書かれているが、文書内の日付と書かれた時期が一致しない

文書の真偽については S. Keynes, *The Diplomas of King Æthelred 'the Unready'* (Cambridge, 1980), pp. 237-268. と BAASC シリーズを参照した。BAASC シリーズに記載があるものはその巻数を記載した。

存している文書のほとんどが教会や修道院が保管していたことも関係があるだろう。しかし、セインやPfri(エアドルマン)、王の親族などといった世俗の人々に対しても五二点の文書が作成されている。本来であれば世俗の私人に対して作成されたチャーターはその子孫の居住地の移動の際やその家系の断絶などによってチャーターは破棄されるものと考えられる。しかし、一部が魂の救済を目的として私人から教会・修道院に土地が譲渡され、それに伴い、権利証書としても機能していたチャーターも教会・修道院に譲渡され、その後教会・修道院が土地の来歴を示す関係文書をすべて保存していたため現存していると推測できる。

次に要件を見ると、一〇九点中一〇一点とそのほとんどが土地・特権の授与である。そのほかに二点の漁業権についてのチャーター、一点の修道院の設立の許可のチャーター、一点の修道院のベネディクト会<sup>32)</sup>への転換のチャーターがある。

次に個々のチャーターがどのようなかたちで伝来しているのか、について確認していきたい。エセルレッド二期のチャーターには、一葉の証書の状態が残っているものと教会や修道院で作成されたカチュラリーに収録されているものの二つのパターンがある。また、一葉の証書として残っているものの中にも文書が授与された当時のものと後世の写しの二つのパターンがある。カチュラリーについて、G・W・C・デイヴィスの「土地の保有者によって、彼ら土地保有者の個人的ないしは団体としての権利の証拠として保管されたチャーターやほかの文書の登録簿(レジスター)である」という定義を鶴島博和は批判し、「他者との関係を律する行為をないしはその

規範を記録した文書の受領者側の写しの保存集」と再定義した。<sup>33)</sup> 本稿では、登録簿(レジスター)としての役割のみでなく、カチュラリーの性質の幅広く内包し、説明している鶴島の定義に従うものとする。カチュラリーに収録されたチャーターは基本的に後に編纂され、書き写された。多くの場合、オリジナルは紛失したり、破棄されたりするものの、カチュラリーに書き写された後も一葉のオリジナルの証書の状態のチャーターが紛失せず残っていることもある。オリジナルのチャーターとカチュラリーのチャーターの双方が残っている事例について解説したD・ホワイトロックによれば、オリジナルの内容がカチュラリーに筆写される際に、文言の省略や補足の挿入が発生していることが指摘されている。したがって、書き写されたチャーターには部分的な改竄が存在しているということになる。また、文書の写しやカチュラリーが作成される過程で文書自体が捏造されている場合もあるだろう。

### 第三章 先行研究での文書の真偽の取り扱い方

本章では前述のような文書の真偽の問題の中でどのようにチャーターが取り扱われてきたかを検討したい。

#### 第一節 文書形式学の立場から

チャーターの真偽については主に「文書形式学」<sup>34)</sup>を用いて、確定がなされてきた。「文書形式学」とは歴史学の補助学のひとつであり、大きくは二つの点から文書の性格を考える。第一に、文書を構成している外見的な要素や文書に使われている紙やインクといった素材

に関する要素といった文書の形式（フォーマット）や、文書の書体、文書のレイアウトといった物質的な要素によりチャーターの真偽が判定される。第二に、文書の内容の中の定式句、特定の文言の有無、証人のリストの人物などから真偽の判定がなされる<sup>36</sup>。

以上のような「文書形式学」の観点および文書の内容による判定から、アングロ・サクソン期の文書の真偽性を考えると、四つの区分ができる。第一に「オリジナルの文書」である。「オリジナルの文書」とは真偽性がほとんど問題とならない、文書に記載されている年と同じ時期に作成され、授与された文書である。第二に「真正の文書の写し」である。「オリジナルの文書」がほかにあり、保存性を高めるためや索引をしやすくするため、土地の来歴がわかりやすくするためにするために編纂されたカチュラリー等に転写されたものが代表的であるが、そのほかになんらかの理由でオリジナルの文書を補完するために作成された文書である。第三に「偽文書」である。「オリジナルの文書」がない状態で作成された文書である。文書が捏造される理由や状況はいくつか考えられる。例えば、明白な悪意のもとで他人の土地を占有することを目的とする場合、すでに土地は保有しているものの、その土地の権利に関する文書を持っていなかった場合、前の所有者が他者から土地や特権を譲渡された際の文書は保持しているものの、その後どのようにして自身の手に渡ったかを示す文書がない場合に作成されるなど、その理由は複数のパターンが考えられる文書である。第四に「真偽不明の文書」である。「真正の文書の写し」か「偽文書」かが判定ができないケースがこれにあたる。

「オリジナルの文書」はその判定が文書の内容とともに、物質的な要素を加味して判定がなされるが、それ以外のものは文書の内容により判定がなされている。エセルレッド二世期のチャーターに関して言えば、表①エセルレッド二世期の王文書に掲載した項目のうち、「真偽」としてまとめた列が判定結果を示している。これはケインズによる判定および<sup>37</sup>による判定をもとにその真偽および「オリジナルの文書」であるかどうか記したものである。前述の表の「真偽」の欄において「ay」としているものが「オリジナルの文書」それ以外の「a」や「az」が「真正の文書の写し」であり、「b」は「真偽不明の文書」、「c」は「偽文書」である。

## 第二節 制度史・政治史の立場から

次に、制度史や政治史に関わる先行研究では、どのようにしてアングロ・サクソン期のチャーターの真偽の問題に対応していたのか確認していききたい。初期の研究では、文書の真偽自体について、慎重な姿勢が取られ、その真偽の判定のもとで、研究がなされてきたとされている。しかし、H・P・R・フィンバークは「用心深くはあるが寛大である批評基準」を用いて文書を判定したとされている<sup>38</sup>。これらの状況に対して、アングロ・サクソン期のチャーターの一九七三年から過去二〇年間の研究史をまとめた、N・ブルツクスは文書に対する過度な批判により生じる研究の停滞と偽物や後世の補足を真正の文書として受け入れることで生み出される誤った結論のどちらが悪いかに議論の余地があるとして、文書の真偽についての立場を保留としている<sup>39</sup>。このような状態の中で、ホワイ

トロックはイングランド史料集 (*English Historical Documents*) シリーズのなかでチャーターについての解説の中で重要な提言を行っている。ホワイトロックは、時期の合わない挿入句や書き間違いによって文書形式学上、偽文書とされていても無から新たなものを創作している可能性は少なく、現存していない何かしらのオリジナルを使用している可能性や現代の人々の知らない伝承をもとにしていく可能性もあるとしている。また、偽文書とされているものを作成した筆者も自身に何かしらの関係があるから作成したのであり、その偽物が作成された時代についての情報を与えてくれるため、偽文書とされたからといって分析から除外するべきではない、としている<sup>(40)</sup>。ホワイトロックの提言は広く受け入れられているように考えられ、近年に至るまで、この提言を踏まえた研究が多く出されている。

日本におけるアングロ=サクソン期のチャーターを史料として用いた研究においては、基本的にはホワイトロックの提言を取り入れていると考えられ、「偽文書」「真偽不明の文書」を含めた検討が行われることが多い。しかし、近年の研究では「偽文書」に対する一定の配慮がみられる。例えば、森も一九九九年の論文の中で「真正性が特に問題となる場合には注意することとしたい」としている<sup>(41)</sup>。鶴島は偽文書やコピーが含まれているものそこから傾向が確認できるため、それらの文書も検討の対象とするとしている<sup>(42)</sup>。以上から、日本においては「偽文書」「真偽不明の文書」に対して一定の配慮がみられるものの、基本的にはホワイトロックの提言を受け止めた検討がなされてきたといえる。

エセルレッド二世期の文書に関わる先行研究も基本的にはホワイトロックの提言を踏まえてなされているといえる。ここでは、二〇〇〇年以降になされたエセルレッド二世に関わる二つの研究を取り上げて、そのなかで文書の真偽の問題がどのように扱われているのかを考えてみたい。

まず、取りあげるのはA・ウィリアムズのエセルレッド二世を主題にした著作である。ウィリアムズはこの研究の中で、王と有力者たちによる集会 (*Witangemot*) の開催場所、日付、史料を一覧表にした部分である。表の中では、全部で二五回の史料上で確認できる集会をまとめているが、言及されている史料のうち五点のチャーターが「偽文書」か「真偽不明の文書」である<sup>(43)</sup>。エセルレッド二世自身がかつては評価の低い王であったが近年での再評価をうけて彼の業績の可能性を最大限に評価する傾向が顕著である。そのため、この文献で偽文書も含めて言及すること自体は問題ないように考えられる。しかし、以上のようなウィリアムズの著作の意図を踏まえずに、史料に関わる部分を無批判に利用することは、大きな危険性がつきまとう。

次に、I・ハワードの事例を取り上げる。ハワードもエセルレッド二世の治世全体を取りあげている。ハワードはチャーターの真偽についての自身の態度や、実証研究における偽文書の取扱い方について、必ずしも自分の研究のなかで総合的な知見を述べている訳ではない。以上の点についての、彼の判断基準を探るために、ここではハワードが序章にて取り上げているエセルレッド二世とその父のエドガー王のバシレウス称号問題について考えたい<sup>(44)</sup>。バシレウス

称号とはビザンツ帝国において東ローマ・ササン戦争（六〇二—六二八年）以降公式に使用が開始され、ビザンツ帝国の滅亡までビザンツ皇帝のみが使用できるとされた称号である。ビザンツ帝国はカロリング朝の王に対してバシレウス称号の使用を拒否している<sup>(46)</sup>。しかし、イングランドではバシレウス称号がたびたび使われている。ハワードはバシレウス称号の使用について、二人の王は自身をビザンツ皇帝になぞらえて使用しているとしている。そこでは、エドガー王、エセルレッド二世の治世でバシレウスを使用したチャーターが羅列されており、エドガー王は六四通、エセルレッド二世は二五通のチャーターを言及している。ハワード自身はこれらの文書の真偽について明言していないが、筆者で把握しているチャーターの真偽の情報と照らし合わせると、以下のようなことが分かる（表①）<sup>(47)</sup>。エセルレッド二世期の王文書、参照）。エドガー王のチャーターのうち三二通、エセルレッド二世のチャーターのうち六通が「偽文物」や「真偽不明の文書」であると判明する。つまり、ハワードは文書の真偽の議論をしつかりとしないまま、バシレウス称号が使われた文書にもついでエセルレッド二世期の政治状況を復元しようとしていることになる。王の称号について、山田欣吾がドイツ史の立場から「証書の信頼性という問題とダブっているため、多分に水かけ論のきらいがある<sup>(48)</sup>」としており、文書の真偽と深く関わる問題であることを指摘している。同様の状況はアングロ＝サクソン期のイングランドの王の称号をめぐる問題にも相当程度当てはまるといえる。そのため、この研究については文書の真偽について慎重に取り扱うべきであると考ええる。

以上のように、ウィリアムズの研究については近年のエセルレッド二世の再評価をうけて、彼の業績を評価することを意図しているため、「偽文書」「真偽不明の文書」も分析の対象としていても問題ないと考える。しかし、ハワードのように文書の真偽が問題となるような研究の中でなんの言及もなく「偽文書」「真偽不明の文書」を分析の対象に加えるのは問題があると考ええる。ホワイトロックの提言のように「偽文書」「真偽不明の文書」と判定されたからといって、歴史研究の対象から外れるわけではなく、どのような研究をするかに応じて、「偽文書」「真偽不明の文書」に含まれる情報を利用できるのかは変わってくると考える。

ただし、近年の研究では、偽文書は研究から外す傾向が強い。R・ラベルは、明言していないが、偽文書や真偽不明の文書を分析の対象とせずにエセルレッド二世を主題にした著作を作成している<sup>(49)</sup>。また、それらの中間をとる形でL・ローチは史料を使用する際はその史料の真偽などの評価について註で明記したうえで分析を行ったエセルレッド二世を主題にした著作を作成している<sup>(50)</sup>。

以上より、先行研究では近年までは文書の真偽に対しては比較寛容な立場がとられ、「偽文書」「真偽不明の文書」の内容を含んだ研究が進められてきたが、近年それに変化が起こり、「偽文書」「真偽不明の文書」に慎重な立場をとっている。

## まとめと展望

まず、第三章における議論をまとめつつ、筆者自身の見解を述べ

ておきたい。「偽文書」「真偽不明の文書」にも魅力的な情報もあり、後世のアングロ=サクソン期のイメージを知る上でも重要である。また、研究の性質によっては偽文書や真偽不明のものについても切り捨てるのではなく、柔軟に対応すべきであると筆者は考える。しかし、複数のチャーターから物事の変遷をたどる研究でかつ、例えば筆者自身の研究テーマでもある王の称号の研究のような文書の信頼性が重要となる研究では、文書の真偽をもとにした分析対象とする史料の線引きが重要となってくる。

まず、明らかに「偽文書」や「真偽不明の文書」は「水かけ論」を避けるためにも使用しないのが望ましいと考える。しかし、純粋に真正の文書のみを求めて一葉の証書の形式で残されている「オリジナルの文書」のみを使用するとすれば、その文書数はアングロ=サクソン期の全体で約二〇〇点、エセルレッド二世期の王文書に限定すると九点にすぎない。<sup>52)</sup>「オリジナルの文書」の現存数の少なから、研究を困難にすると考えられる。次に、「真正の文書の写し」についてはどうだろうか。教会や修道院が作成したカチュラリーにおいて引き写されたこれらの史料については、当然ながら筆写時の書き間違えや加筆の可能性があることは否めない。特に、加筆される場合として想定できるのは、修道院が過去にはなかった特権を主張しようとする場合であろう。改竄の可能性はあるものの、大幅な改竄をその文書を作成し、保存している教会や修道院が行うと地域・俗人たちの口頭により何世代にもわたり伝えていた記憶との齟齬が生まれ、大きなトラブルとなってしまうため、土地に関する文書や俗人とのかわりのある文書は大幅な改竄や「偽文書」が紛れ込み

にくいと考える。また、もし悪意のある改竄が行われるとしても土地の境界線を教会・修道院に有利になるように変更したり、特権を追加したりといったものの可能性の方が高く、王の称号や証人のリストといった俗人の記載を捏造する必要性は乏しい。ただし、証人のリストの中には、年号の捏造をするにあたって年号とつじつまを合わせるために、差し当たって有名な人物が列挙されていることもある。<sup>53)</sup>そのため、証人のリストにも注意が必要となる場合があるが、証人のリストに捏造の可能性がある場合は「偽文書」と判定されている。以上より、土地の境界線や特権について検討する場合は「真正の文書の写し」を分析の対象に含めて考えるべきではない。しかし、王の称号や俗人の記述については、転写時のミスや省略はあるいかもしいないため、注意が必要であるが「真正の文書の写し」について分析の対象に含めてもよいものと考えられる。

以上より、文書の信頼性が重要となる研究では「偽文書・真偽不明の文書」ではない、「オリジナルの文書」や後世に作成された一葉の証書の形式の文書やカチュラリーに収録された「真正の文書の写し」を分析の対象とする方針を取りたい。

そのうえで、上記の分析対象からエセルレッド二世期の政治文化について考えることを課題としたい。具体的には、第一に、特に宮廷内でも活動し、イングランド内で重要な役割を担っていたエアルドルマンに注目し、エセルレッド二世の宮廷の再現を行いたい。彼らについての記述はチャーターのなかでは、措置部の受領者についての記述や証人のリストで多く見られ、それらを分析することで彼らの序列や関係性を見ることができると考える。第二に、チャータ

ーの中の王の称号について分析を行いたい。チャーターの中で措置部や証人のリストなど複数の箇所に王の称号が書かれており、ハリエーションも文書ごとにさまざまであり、同じ文書内でも違う表現を用いることがある。王の称号の研究は山田が「国王や皇帝の称号がこれらの抱く政治世界についての観念を知るために極めて重要な意味をもつ」としており、エセルレッド二期を中心としたアングロサクソン期の政治文化や王自身が考える政治方針を知るうえで重要な意味を持つ。これらの研究を総合することで、エセルレッド二期の政治文化の状況に迫ることができると考える。

## 註

- (1) 本稿では地理的概念として「インタラント」という言葉を用いるものとする。
- (2) 近藤佳代「アングロサクソン期のチャーターの偽作問題—マツチェニール修道院カチュラリーの場合—」『史学』八三巻二〇一五年、三八三—四一六頁、三八三頁。
- (3) S. Keynes, "Charters and Writs", M. Laoidge, J. Blair, S. Keynes, D. Scragg (eds.), *The Wiley Blackwell Encyclopedia of Anglo-Saxon England*, (Oxford, 2014), pp. 102-103, p. 102.
- (4) N. Brooks, "Anglo-Saxon Charters: The Work of the Last Twenty Years", *Anglo-Saxon England*, Vol. 3, (1974), pp. 211-231, pp. 215-217.
- (5) P.H. Sawyer, *Anglo-Saxon Charters: Annotated List and Bibliography*, (London, 1968).

- Biography*, (London, 1968).
- (9) King's College London, Electronic Sawyer, <http://www.esawyer.org.uk/about/index.html> (閲覧日：二〇二一年九月二二日)。
- (7) 二〇二一年九月までに刊行されたBAAACは以下のとおりである。
1. A. Campbell (ed.), *Charters of Rochester*, (Oxford, 1973).
2. P.H. Sawyer (ed.), *Charters of Burton Abbey*, (Oxford, 1979).
3. M.A. O'Donovan (ed.), *Charters of Sherborne*, (Oxford, 1988).
4. S.E. Kelly (ed.), *Charters of St Augustine's Abbey, Canterbury and Minster-in-Thunet*, (Oxford, 1995).
5. S.E. Kelly (ed.), *Charters of Shaftesbury Abbey*, (Oxford, 1996).
6. S.E. Kelly (ed.), *Charters of Selsey*, (Oxford, 1998).
7. S.E. Kelly (ed.), *Charters of Abingdon Abbey, Part 1*, (Oxford, 2000).
8. S.E. Kelly (ed.), *Charters of Abingdon Abbey, Part 2*, (Oxford, 2001).
9. S. Miller (ed.), *Charters of the New Minster, Winchester*, (Oxford, 2001).
10. S.E. Kelly (ed.), *Charters of St Paul's, London*, (Oxford, 2004).
11. S.E. Kelly (ed.), *Charters of Malnesbury Abbey*, (Oxford, 2005).
12. J. Crick (ed.), *Charters of St Albans*, (Oxford, 2007).
13. S.E. Kelly (ed.), *Charters of Bath and Wells*, (Oxford, 2007).
14. S.E. Kelly (ed.), *Charters of Peterborough Abbey*, (Oxford,



- 2009).
15. S.E. Kelly (ed.), *Charters of Glastonbury Abbey*, (Oxford, 2012).
16. D.A. Woodman (ed.), *Charters of Northern Houses*, (Oxford, 2012).
17. N.P. Brooks and S.E. Kelly (eds.), *Charters of Christchurch, Canterbury, Part 1*, (Oxford, 2013).
18. N.P. Brooks and S.E. Kelly (eds.), *Charters of Christchurch, Canterbury, Part 2*, (Oxford, 2013).
19. S.E. Kelly (ed.), *Charters of Chertsey Abbey*, (Oxford, 2015).
- (8) S. Keynes, "Charters and Writs", *op. cit.*, (2014), p. 102.
- (9) アン・ウーリマーズ「チャーター」告知文書「やじつ手紙——「征服」前のイングランドにおける文書史料——鶴島博和、春田尚直紀編『日英中世史料論』日本経済評論社、二〇〇八年、三九—六七頁、三九—四七頁。および S. Keynes, "Crime and Punishment in the Reign of King Ethelred the Unready", I. Wood, N. Lund (eds.), *People and Places in Northern Europe 500-1600*, (Woodbridge, 1991), pp. 67-81, pp. 76-77.
- (10) 近藤佳代、前掲論文、三三—三頁。
- (11) 森貴子「アングロ・サクソン期文書における古英語の利用——ウスター司教座関連文書の検討から——藤井美男、田北廣道編『森本芳樹先生古稀記念論集 ヨーロッパ中世世界の動態像——資料と理論の対話——九州大学出版会、二〇〇四年、八七—一一〇頁、八八—九一頁。
- (12) N. Brooks, *op. cit.*, pp. 215-217.
- (13) 森貴子、前掲論文、八八—八九頁。および P. Chaplais, "Some Early Anglo-Saxon Diplomas on Single Sheets: Originals or Copies?", *Journal of the Society of Archivists* Vol. 3 (1965-1969) (reprinted 2003), pp. 315-336, pp. 326-327.
- (14) N. Brooks, *op. cit.*, p. 212, pp. 214-215. および T.A.M. Bishop and P. Chaplais (eds.), *Facsimiles of English Royal Writs to AD 1100* (Oxford, 1957), pp. xx-xxiii.
- (15) N. Brooks, *op. cit.*, p. 212. たゞ、文書の定型化や王の尚書部の存在の可能性から公的な要素が付与されたことみなすことも可能である。
- (16) S. Keynes, "Charters and Writs", *op. cit.*, (2014), pp. 102-103.
- (17) 森貴子「権利譲渡文書に見るアングロ・サクソン期ウスター司教領の動態」『西洋史学』一九四号、一九九九年、一二三—一四六頁、一二七頁。
- (18) S. Keynes, "Charters and Writs", *op. cit.*, (2014), p. 102-103.
- (19) セインはヘルレンツ二世期のヨーク大司教ウルフスタンのものとされている『諸身分』の中では五ハイン以上の土地をもち、教会、鐘楼、台所、門番小屋をもった住居をもち、宮廷内での職務をもつことと述べられる。また、セインには地域のセインと王のセインの二種類が存在し、地域のセインは地域の行政を担っていたとされる。(S. Keynes, "Thegn", M. Laoidge, J. Blair, S. Keynes, D. Scragg (eds.), *The Wiley Blackwell Encyclopedia of Anglo-Saxon England*, (Oxford, 2014), pp. 459-460, および

- ウエンディ・デヴィス編『オックスフォード ブリテン諸島の歴史三 ヴァイキングからノルマン人へ』鶴島博和監修訳、慶應義塾大学出版会、二〇一五年、三四五頁。
- (20) British Library. Digitised Manuscripts. Cotton Ch VIII 14 [http://www.bl.uk/manuscripts/FullDisplay.aspx?ref=Cotton\\_Ch\\_VIII\\_14](http://www.bl.uk/manuscripts/FullDisplay.aspx?ref=Cotton_Ch_VIII_14) (閲覧日：二〇二一年九月二二日)。
- (21) S.D. Thompson. *Anglo-Saxon Royal Diplomas a Palaeography*. (Woodbridge, 2006), p. 21.
- (22) 本稿では S864 の正字を BAASC, Vol. 1, no.30. を底本として、適宜、Electronic Sawyer: S864, <https://esawyer.lib.cam.ac.uk/charter/864.html> (閲覧日：二〇二一年九月二二日) を参照した。
- (23) アン・ウィリアムズ、前掲論文、四二—四三頁。
- (24) 『聖書 新共同訳』二〇〇九年「ルカによる福音書」二二章一〇節」を参考に訳出。
- (25) BAASC, Vol. 1, no.30. ㊦ ㊧ ㊨ Electronic Sawyer, S864, <https://esawyer.lib.cam.ac.uk/charter/864.html> ( 閲覧 日 : 二〇二一年九月二二日)。
- (26) アン・ウィリアムズ、前掲論文、四六—四七頁。
- (27) 一通の内訳は S869, S873, S876, S890, S891, S893, S905, S909, S927, S931a, S931b。
- (28) 一五通の内訳は S869, S873, S876, S877, S890, S891, S893, S896, S905, S909, S927, S931a, S931b, S937, S939。
- (29) BAASC, Vol. 1, no.30. ㊦ ㊧ ㊨ Electronic Sawyer, S864, <https://esawyer.lib.cam.ac.uk/charter/864.html> ( 閲覧 日 : 二〇二一年九月二二日)。
- (30) R. Abels, *Ethelred the Unready: Failed King*. (London, 2018), pp. 24-28.
- (31) K.O. O’Keefe (ed.), *The Anglo-Saxon Chronicle : A Collaborative Edition Vol.5 MS.C*. (Cambridge, 2001), pp. 84-101.
- (32) エセルレッド二世の父エドガー王の時期にイングラントに聖ケネディット会の会則を導入し、修道院改革を行った。(S. Keynes, “England, 900-1016” T. Reuter (ed.), *The New Cambridge Medieval History Vol. 3 c.900-c.1024*, (Cambridge, 1990) pp. 456-484, p. 482. ㊦ ㊧ ㊨ J. Blair: *The Church in Anglo-Saxon Society*. (Oxford, 2005) p. 354.)。
- (33) 鶴島博和「カテドラリーの世界——保管と記録——」鶴島博和、春田尚直紀編『日英中世史料論』日本経済評論社、二〇〇八年、二八九—三二二頁、二九〇頁。および G.R.C. Davis, *Medieval Cartularies of Great Britain: A Short Catalogue*. (London, 1985), p. xi.
- (34) D. Whitelock (ed.), *English Historical Documents c.500-1042, 2nd ed.*, (London, 1979), pp. 370-371.
- (35) 文書形式学のごとくは、高山博、池上俊一編『西洋中世学入門』東京大学出版会、二〇〇五年、五九—七二頁。参照。
- (36) 近藤佳代、前掲論文、三八四—三八五頁。および P. Chaplais, *op. cit.*, pp. 317-332.
- (37) N. Brooks, *op. cit.*, p. 213.
- (38) H.P.R. Finberg, *The Early Charters of Wessex*. (Leicester,

- 1964). p. 20.
- (39) N. Brooks, *op. cit.*, pp. 213-214.
- (40) D. Whitelock (ed.), *op. cit.*, pp. 370-375.
- (41) 森貴子, 前掲論文「一九九九年、二二三―二四六頁、二二七頁」。
- (42) 鶴島博和「ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の「構造」と展開」『史苑』七五巻二号、二〇一五年、五一―一〇八頁、一四一―一五頁。
- (43) A. Williams, *Ethelred the Unready: The Ill-Counselled King*. (London, 2003), p. 21.
- (44) S937, S873, S927, S931a, S931b である。S937 は真偽不明、S873 は証人のリストが九九六年から一〇〇二年に該当するものであるが文書の日付は九八八年五月二三日とあるので偽文書とされている。S927 は証人のリストに間違いがあるため偽文書とされている。S931a, S931b はともに明確に真偽判定がなされているわけではなすが、文書形式学的な基準からは逸脱していると認められる。(表①)エセルレッド二世期の王文書および S. Keynes, "Regenbald the Chancellor (Sic)", *Anglo-Norman Studies*, Vol. 10, (1988), pp. 185-222, p. 186.)
- (45) I. Howard, *The Reign of Ethelred II: King of the English Emperor of all the Peoples of Britain 978-1016*, (Oxford, 2016), p. viii.
- (46) 尚樹啓太郎『ビザンツ帝国の政治制度』東海大学出版会、二〇〇五年、二〇―二二頁。
- (47) I. Howard, *op. cit.*, p. viii.
- (48) 山田欣吾「『ドイツ国』のはじまり―レーグナム・テウトニカム概念の出現と普及をめぐって―」『一橋論叢』八四巻二号、一九八〇年、二九三―三三三頁、三〇三頁。
- (49) R. Lavelle, *Ethelred II: King of the English 978-1016*, (Stroud, 2002).
- (50) L. Roach, *Ethelred the Unready*, (New Haven, 2016).
- (51) S. Keynes, "Charters and Writs", *op. cit.*, (2014), p. 102.
- (52) 表①)エセルレッド二世期の王文書を参照。
- (53) 証人のリストの改竄について、エアルドルマンに注目して一例をあげる。S854 は 984 年と年号の記載があるが、ケインズによれば証人のリストに現れる主要な人物のすべてが活動していることが確認できるのは一〇〇七年以降のことであり、また一〇〇八年に証人の一人が死没している。したがって S854 の成立年代は一〇〇七年であり、文書に付された九八四年という年号は捏造されたことになる。(S. Keynes, *The Diplomas of King Ethelred the Unready*, (Cambridge, 1980), pp. 243-244.)
- (54) 山田欣吾, 前掲論文「三〇三頁」。

## 『学習院史学』第六〇号・正誤表

九六頁上段一六行目、九七頁下段二二行目

(誤) Laidge

(正) Lapidge

二〇二二年三月発行の第六〇号に誤りがありました。正しくは左の通りです。お詫びして訂正いたします。

四六頁 下段二行目

(誤) 発見してきた

(正) 発展してきた

四八頁 上段七行目

(誤) 儒教再興の講義を踏まえ、

(正) 儒教再興の議論を踏まえ、

四八頁 下段一九行目

(誤) 「帰納的」(進歩的のもの)

(正) それ以降を「帰納的」(進歩的のもの)

五二頁下段二二行目

(誤) 誤用はフランス革命後の

(正) 誤用はフランス革命前後の

九〇頁表 S914 真偽

(誤) a

(正) c